# 岩出市水道事業ビジョン2026
# 審議会要旨

## ○岩出市上水道事業運営審議会条例

平成２６年12月２２日
条例第２６号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、岩出市上水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、上水道事業の運営に関し必要な調査及び審議をする。

（組織）

第３条　審議会は、次に掲げる者につき、１０人以内の委員をもって組織し市長が委嘱する。

（１）　市議会議員　３人以内

（２）　学識経験のある者　３人以内

（３）　水道使用者の代表　４人以内

（任期）

第４条　委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第５条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、上水道担当課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１４年岩出町条例第６号）の一部を次のように改正する。（以下略）

●審議会委員

| 氏　名 | ふりがな | 職　名 |
|---|---|---|
| 齊藤 仁 | さいとう ひとし | 学識経験者 |
| 関下 弘樹 | せきした ひろき | 学識経験者 |
| 吉田 邦晃 | よしだ くにあき | 学識経験者 |
| 尾和 正之 | おわ まわゆき | 市議会議員 |
| 西野 峻也 | にしの たかや | 市議会議員 |
| 杉本 直哉 | すぎもと なおや | 市議会議員 |
| 大地 保次 | おおち やすじ | 使用者代表 |
| 田村 正寿 | たむら まさとし | 使用者代表 |
| 福田 清子 | ふくだ きよこ | 使用者代表　公募 |
| 奥田 富代子 | おくだ とよこ | 使用者代表　公募 |

※委員の任期 令和7年8月21日～令和9年8月20日
※齊藤 仁委員 令和7年11月20日退任

●審議会開催概要

| | | |
|---|---|---|
| 第1回 | 開催日時 | 令和7年8月21日（木）10:30 ～ 11:45 |
| | 審議内容 | 1. 委嘱状交付<br>2. 市長挨拶<br>3. 会長の選任・職務代理者の指名<br>4. 諮問<br>5. 岩出市水道事業の概要、現行ビジョンの進捗について<br>6. 今後のスケジュールについて |
| 第2回 | 開催日時 | 令和7年11月10日（月）13:30 ～ 14:30 |
| | 審議内容 | 1. 岩出市水道事業ビジョンについて<br>全体構成、趣旨とコンセプト、基本理念と施策体系、具体的施策、実施スケジュールとフォローアップ<br>2. 今後のスケジュールについて |
| 第3回 | 開催日時 | 令和8年2月14日（金）13:00 ～ 14:30 |
| | 審議内容 | 1. 岩出市水道事業ビジョン2026（案）について<br>2. パブリックコメントの実施について<br>3. 上水道事業運営審議会答申について |